

長崎県地球温暖化防止活動推進センター指定募集要領

1 募集の趣旨

長崎県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第38条に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うため、県内の一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人の中から1団体を長崎県地球温暖化防止活動推進センター（以下「温暖化防止センター」という。）に指定します。

このため、温暖化防止センターとして指定を希望する団体を募集します。

2 温暖化防止センターとしての活動内容

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第2項各号及び第3項において「次に掲げる事業を行うものとする」と定められている、以下の取組を実施します。

地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガス排出削減等についての啓発活動及び広報活動	(第38条第2項第1号)
地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間活動団体の活動支援	(第38条第2項第1号)
日常生活に関する温室効果ガス排出削減等のための措置についての照会・相談・助言	(第38条第2項第2号)
日常生活に関する温室効果ガス排出実態の調査及び情報・資料の分析	(第38条第2項第3号)
地球温暖化対策の推進を図るための住民活動を促進するために分析結果を提供	(第38条第2項第4号)
地方公共団体実行計画の達成のために県が行う施策に協力	(第38条第2項第5号)
～ に付帯する事業	(第38条第2項第6号)
～ のほか、県内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業に係る連絡調整	(第38条第3項)

[県の委託事業]

地球温暖化防止活動推進員の活動支援（研修会等の開催・学習会等の実施支援） 情報誌の発行、家庭工コ診断の実施支援、事業者対象セミナーの開催、わが家の省エネ日記の作成・配布・結果集計、啓発用動画の作成・配信、スポーツチーム等との連携業務など

[独自事業]

上記法律の定めに基づく、地球温暖化防止に資する活動

[その他事業]

地域地球温暖化防止活動推進センターを対象とした国の補助事業等

令和7年度は定率補助（事業費の5／10）

3 事業に係る経費

温暖化防止センターが実施する事業のうち、県が実施を委託する事業及び県が適当と認める事業について、県が経費を負担します。

【参考】令和7年度の委託事業内容・事業費（予算額：約13,424千円）

1. 地球温暖化防止活動推進員全体研修会業務
2. 地球温暖化対策地域学習会支援業務
3. 地球温暖化防止活動推進員地区研修会業務
4. 温暖化防止かわら版・WEBかわら版業務
5. 家庭工コ診断業務
6. 事業者対象省エネ等セミナー業務
7. 「わが家の省エネ日記」関連業務
8. 啓発用動画による啓発業務
9. 「家庭の省エネアドバイス制度」運営業務
10. ながさき環境県民会議関連業務

各年度の委託事業内容等については、県の各年度の予算に応じて決定します。

なお、現在、温暖化防止センターへの委託費については、地域環境保全基金（長崎県環境美化基金）を充当していますが、当該基金の設定期間は令和9年度までです。

このため、令和10年度の委託内容については、別途協議いたします。

独自の事業については自主財源での実施となりますので、予算の上限はありませんが、申請団体の収支実績・見込に基づいて適切な額を設定してください。

4 応募できる団体

応募できる団体は、「地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）」であって、以下の各号の要件を満たすものとします。

- (1) 県内に事務所を有すること。
- (2) 地球温暖化防止に関する活動実績があること。又は、指定後、県内において活動が見込まれること。
- (3) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- (5) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 定められた期間内に応募書類を提出できること。また、令和8年2月に実施する指定評価委員会に出席し、必要な説明等を実施できること。

5 応募の受付

(1) 募集期間

令和7年12月18日(木)から令和8年1月30日(金)まで(郵送は当日消印有効)

(2) 応募書類

長崎県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書(様式1)

申請書には、次の書類を添付してください。

添付書類

- ・定款又は寄付行為
- ・登記事項証明書
- ・貸借対照表(過去3年分)
- ・収支計算書(過去3年分)
- ・財産目録
- ・役員名簿(氏名、住所、略歴記載のもの)
- ・納税証明書(国税)

税務署が発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書で、提出日から3ヶ月以内のもの。

- ・納税証明書(県税)

長崎県の振興局が発行する長崎県税の納税証明書で、申請日から3ヶ月以内のもの。

貸借対照表及び収支計算書については、過去3年分の実績がない場合は、申請時点の預貯金等残高証明書を添付してください。

運営計画書(様式2)

運営に当たっての組織体制、人員配置を記入してください。

事業計画書(様式3-1、3-2)

法第38条第2項各号に掲げる事業の実施及びそれ以外に計画する事業の実施に関する基本的な計画を記入して下さい。

特に、先進性・オリジナリティのある内容は積極的に記入して下さい。

事業実績書(様式4)

過去2年分の温暖化対策及び環境保全活動の実績を記入してください。

過去2年分の実績がない場合は、提出は不要です。

確認書(様式5)

様式を参考に記入してください。

応募書類に不備がある場合は、提出期限を定めて応募書類の再提出や追加書類の提出を求める場合があります。この場合、期限までに提出できないときは、応募書類は無効とさせていただきますのでご了承ください。

提出いただいた応募書類は返却いたしません。必ずコピーをお取りください。

(3) 応募方法

直接持参又は郵送

(郵送は書留に限ります。FAX、Eメールでの応募は受け付けません。)

(4) 提出部数

7部

(5) 応募書類の取扱

応募書類については、長崎県情報公開条例に基づき原則公開されます。

(6) 応募先及び応募に関する問い合わせ先

応募に関して問い合わせ、相談等を受け付けます。来庁される場合は、担当が不在の場合もありますので、事前連絡をお願いします。

審査の途中経過の問い合わせには、応じられません。

応募先及び応募に関する問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県県民生活環境部地域環境課 温暖化対策班

TEL: 095-895-2512 (直通) FAX: 095-895-2572

E-Mail: s16080@pref.nagasaki.lg.jp

6 指定団体の決定方法

指定に当たっては、申請に基づき有識者等で構成される指定評価委員会において審査を行い、県が指定団体を決定します。選定基準は、以下のとおりです。

評価項目	選定基準
事業実施体制・ 人的基盤	事業に実施にあたり、責任者が明確になっていること また、事業の遂行に必要な体制を有すること
	基本体制に加え、必要に応じて人員を確保することを検討していること
	事業の実施に必要な知識・能力を有すること
事業実績	これまでに温暖化対策及び環境保全活動の実績があること
事業計画	事業の内容に先進性やオリジナリティがあること
	事業の実施により、温暖化防止について十分な効果を得ることが期待できること

	事業の実現可能性が見込まれること
	事業の費用対効果が優れていること
財政基盤	補助金、寄付金等に頼りすぎていないこと (自主財源との均衡が取れていること)
	健全な運営ができること (過去3年間の経営状況等を踏まえ判断)

7 指定期間

温暖化防止センターの指定期間は、指定日の翌年度の4月1日から3年間とします。

8 指定後の報告

温暖化防止センターは、毎年度事業終了後に事業報告書及び事業費精算書を県に提出しなければなりません。県は、提出された事業費精算書等をもとに検査を実施して事業の成果及び委託事業費を確定します。